

ごみ処理施設の整備に向けた分別区分の検討支援業務公募型プロポーザルの実施
について

ごみ処理施設の整備に向けた分別区分の検討支援業務に係る受託者の募集及び選定に
関し、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務の概要

(1) 業務名

ごみ処理施設の整備に向けた分別区分の検討支援業務

(2) 業務の目的

四国中央市では、トンネルコンポスト方式を方針とする可燃ごみ処理施設及びリ
サイクル施設（以下「新施設」という。）の整備を検討している。

新施設の整備に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
（令和 3 年法律第 60 号）が施行されプラスチック資源の分別収集等が求められてい
ることを踏まえる必要がある。また、高齢化により使用済紙おむつの排出量の増加
が見込まれていること及び本市の基幹産業が紙産業であることを踏まえ、リサイク
ル等について検討する必要がある。

このため、本業務は、分別区分の変更について検討するとともに、新施設の規模
及び処理対象物を検討する上での基礎資料とすることを目的に行うものである。ま
た、使用済紙おむつのリサイクル等について検討し、実施可能性を整理する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

(4) 提案上限額

14,196,600 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コン
サルタント等）を提出している者又は令和 7 年 6 月 16 日（月）までに提出する者で
あって、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登載されているも
のであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該

当しない者であること。

- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 平成 27 年 4 月 1 日から公告の日の前日までに、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合若しくは広域連合又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）において、プラスチックの分別又は再商品化に関する検討業務及び紙おむつのリサイクルに関する検討業務を元請として受注し、完了した実績があること。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市市民部生活環境課ごみ減量推進係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 番 号 0896-28-6015

F A X 番 号 0896-28-6059

電子メールアドレス kanseil@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和 7 年 6 月 20 日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第 1 次審査の結果を通知した日の翌日から令和 7 年 7 月 8 日（火）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市ごみ処理施設の整備に向けた分別区分の検討支援業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。